



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 8 号 の 2

平成31年(2019年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第5号-第7号) (監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成31年4月11日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 安 達 前

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位:円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	道路建設課	大浦千木町線横断函渠築造工事(千木町)	111,417,120	H29.10.11~ H30.6.29	H29.12.11~ H31.3.25
2	道路建設課	大浦千木町線大浦高架橋新設工事(下部工その1)	146,516,040	H29.10.11~ H30.8.31	H29.12.11~ H31.3.25
3	教育総務課	千坂小学校校舎外壁等改良工事(2期)	77,551,560	H30.5.24~ H30.8.31	H30.7.10~ H31.3.25
4	道路建設課	大浦千木町線道路築造工事(大浦町その2)	114,387,120	H30.2.5~ H30.10.31	H30.2.5~ H31.3.25
5	文化政策課	金沢市文化ホール改修工事(建築工事)	583,200,000	H29.9.19~ H30.9.27	H29.11.9~ H31.3.25
6	文化政策課	金沢市文化ホール改修工事(空調設備工事)	350,211,600	H29.9.19~ H30.9.28	H29.11.9~ H31.3.25
7	文化政策課	金沢市文化ホール改修工事(電気設備工事)	329,605,200	H29.9.19~ H30.9.28	H29.11.9~ H31.3.25
8	文化政策課	金沢市文化ホール改修工事(舞台機構設備工事)	242,805,600	H29.9.19~ H30.9.27	H29.11.9~ H31.3.25
9	建設課	水道基幹管路耐震化事業(29-9工区)送水管改良工事	109,824,120	H29.11.6~ H30.11.30	H30.1.12~ H31.3.25
10	市営住宅課	緑住宅建設工事第3期(建築工事)	717,786,360	H29.6.26~ H30.10.31	H29.8.8~ H31.3.25
11	緑と花の課	金沢市城北市民運動公園屋内広場建設工事(建築工事)	816,480,000	H29.9.19~ H30.11.30	H29.11.9~ H31.3.25

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、福田太郎、安達前、横越徹、中西利雄

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・横越徹、中西利雄は平成30年6月22日に退任し、代わって同月25日に福田太郎、安達前が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成31年4月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	福	田	太郎
金沢市監査委員	安	達	前

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理状況について」

(2) テーマの選定理由

本市において、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は、文化・観光施設やスポーツ施設、学校等多くの方が利用する市の施設に設置されており、設置場所については市のホームページで広く周知している。このことは、市民はもちろん、北陸新幹線開業以降、本市を訪れる多くの観光客に対しても、安全・安心の確保に寄与しているものと考えられる。

一方で、AEDは薬事法により高度管理医療機器及び特定保守管理機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。本市においては、平成20年度から平成22年度の3年間で市の施設に本格的整備を行っているが、その後かなりの期間が経過しており、維持管理への意識低下が懸念される。

そこで、市の施設に設置されている多くのAEDの設置及び管理状況について全庁横断的に監査を実施することにより、今後の適正な管理に資することを目的とする。

2 監査の対象

(1) 監査の対象課

AEDが設置されている施設を所管する課（所）（次の表に掲げる課（所））

AEDが設置されている施設を所管する課(所)		
1 歩ける環境推進課	16 市民協働推進課	31 教育総務課
2 総務課	17 市民課	32 学校指導課
3 人事課	18 福祉総務課	33 市立工業高等学校
4 文化政策課	19 長寿福祉課	34 生涯学習課
5 文化施設課	20 こども政策推進課	35 図書館総務課
6 文化財保護課	21 こども総合相談センター	36 地域教育センター
7 歴史都市推進課	22 障害福祉課	37 消防総務課
8 スポーツ振興課	23 健康政策課	38 企業総務課
9 産業政策課	24 地域保健課	39 営業開発課
10 商工業振興課	25 リサイクル推進課	40 ガス課
11 観光政策課	26 施設管理課	41 上水・発電課
12 農業水産振興課	27 緑と花の課	42 水処理課
13 森林再生課	28 市街地再生課	43 市立病院
14 中央卸売市場事務局	29 住宅政策課	
15 公設花き地方卸売市場事務局	30 道路管理課	

(2) 監査の範囲

平成29年度末現在で、市の施設に設置されているAED(病院や消防局等における救急活動に使用する機器を除く。)

3 監査の期間

平成30年7月10日から平成31年3月25日まで

4 監査の方法

AEDの設置及び管理等に係る事務が適切に行われているかを主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) AEDの設置場所の表示や情報提供は、適切に行われているか。
- (2) AEDの本体の更新及び消耗品の交換は、計画的に行われているか。
- (3) AEDの日常点検は、適切に行われているか。
- (4) AEDの操作方法等に関する講習の受講は、適切に行われているか。

6 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、福田太郎、安達前

第2 監査の結果

1 AEDの設置状況について

(1) 部局別設置台数

(単位：施設、台)

部局名	施設数	台数	構成比率
都市政策局	1	1	0.3%
総務局	2	3	1.0%
文化スポーツ局	52	52	17.3%
経済局	6	6	2.0%
農林水産局	11	11	3.6%
市民局	11	11	3.6%
福祉局	53	53	17.6%
保健局	6	6	2.0%
環境局	6	8	2.7%
都市整備局	5	5	1.7%

土木局	2	2	0.7%
教育委員会	120	124	41.2%
消防局	13	13	4.3%
企業局	5	5	1.7%
市立病院	1	1	0.3%
合計	294	301	100.0%

平成29年度末現在で、市の施設に設置されているAEDは294施設に301台で、設置台数の多い部局は、教育委員会が124台(41.2%)、福祉局が53台(17.6%)、文化スポーツ局が52台(17.3%)となっており、これら3部局で全体の76.1%を占めている。

(2) 施設区分別及び年度別設置台数

(単位：台)

施設区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
文化・観光施設			2	1	5	1	29	2	1		1		1	2	45
福祉・健康施設	1	1	3	1		8	1	1							16
スポーツ施設			1			14	2	7					1		25
保育所					2							11			13
児童館・公民館			1		2	40	2	3	1	1			4	6	60
環境衛生施設					4	2	6	1							13
市庁舎等			1				5						1		7
本庁舎			1										1		2
職員研修所							1								1
市民センター							4								4
消防	1						12								13
企業局					3					1		1			5
学校			1		82		1		1						85
小学校					57										57
中学校					25		1								26
市立高校			1						1						2
病院				1											1
その他の施設						3	12	2						1	18
合 計	2	1	9	3	98	68	70	16	3	2	1	12	7	9	301

※施設区分の「その他の施設」は、公園、広場、駐車場等である。

AEDの設置台数を施設区分ごとに見ると、学校が最も多く、小中学校、市立高校の合計で85台、次いで児童館・公民館が60台となっている。年度別では平成20年度が98台で最も多く、次いで平成22年度が70台となっている。

また、本市が本格的整備を行った平成20年度から平成22年度の3年間で設置された236台が、全体の78.4%を占めている。

(3) 施設内でのAEDの設置場所

(単位：台)

施設区分	設置場所	台 数	構成比率
学 校	職員室	34	40.0%
	体育館	24	28.2%
	保健室	12	14.1%
	出入口	11	12.9%
	通 路	3	3.6%
	その他	1	1.2%
	合 計	85	100.0%
学校以外の施設	出入口	71	32.9%
	通 路	61	28.2%
	事務室	45	20.8%
	その他	39	18.1%
	合 計	216	100.0%

施設内でのAEDの設置場所について、学校と学校以外の施設に区分して調査した結果は、学校の85台のうち、最も多い設置場所は、職員室の34台(40.0%)、次いで体育館24台(28.2%)となっている。一方、学校以外の施設の216台の設置場所については、出入口の71台(32.9%)が最も多く、次いで通路61台(28.2%)、事務室45台(20.8%)となっている。

2 AEDの設置表示の状況について

(1) 設置場所の表示

(単位：施設)

	施設外へのAED設置表示		施設内のAED設置表示	
	あり	なし	あり	なし
施設数	231	63	253	41
構成比率	78.6%	21.4%	86.1%	13.9%

施設でのAEDの設置場所の表示について、平成27年8月25日付け厚生労働省通知「自動体外式徐細動器(AED)の設置情報の有効活用等について」では、AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においては、ステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組が求められている。

AEDの設置場所の表示については、施設外へのAED設置表示があるが231施設(78.6%)、施設外へのAED設置表示がないが63施設(21.4%)、施設内のAED設置表示があるが253施設(86.1%)、施設内のAED設置表示がないが41施設(13.9%)となっている。

(2) 一般財団法人日本救急医療財団AEDマップへの登録状況

(単位：台)

	登 録		合 計
	あり	なし	
台 数	235	66	301
構成比率	78.1%	21.9%	100.0%

AEDの設置情報登録については、平成21年4月16日付け厚生労働省通知において、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、日本救急医療財団への登録を積極的に実施するよう依頼されている。これは、AEDの設置場所を同財団のホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用ができるようにする取組である。

本市におけるAEDの設置等については、日本救急医療財団のホームページに登録されているものが235台(78.1%)、登録されていないものが66台(21.9%)となっている。

3 AEDの管理状況等について

(1) AEDの取得方法

(単位：台)

	購 入			リース	寄 贈	合 計
	市	指定管理者	計			
台 数	272	8	280	15	6	301
構成比率	90.3%	2.7%	93.0%	5.0%	2.0%	100.0%

AEDの取得方法は、購入が280台(93.0%)、リースが15台(5.0%)、寄贈が6台(2.0%)となっており、購入が最も多くなっている。

(2) AED本体の更新状況

ア AEDの耐用期間

(単位：台)

	5年	6年	7年	8年	合 計
台 数	2	40	238	21	301
構成比率	0.6%	13.3%	79.1%	7.0%	100.0%

医療機器については、適正な使用環境と維持管理のもとに、適切な取扱いで本来の用途に使用された場合、その医療機器が設計仕様書に記された機能及び性能を維持し、使用することができる標準的な使用期限を耐用期間としており、製造販売業者により機種ごとに設定されている。

各施設に設置されているAEDの耐用期間については、7年と設定されている機種が最も多く238台(79.1%)、次いで6年が40台(13.3%)となっている。

イ 耐用期間を経過した台数

(単位：台)

	耐用期間以内	耐用期間を経過	合 計
台 数	249	52	301
構成比率	82.7%	17.3%	100.0%

AEDの製造販売業者では、耐用期間が過ぎたAEDは、製造時の信頼性と安全性が保証できなくなる可能性があるとして、できる限り速やかな更新を推奨している。

今回、耐用期間を過ぎていたAEDが52台(17.3%)あったが、耐用期間を過ぎて使用していた主な理由は、AED本体に耐用期間があることを知らなかったであった。

ウ 耐用期間を経過した本体を使用している施設

(単位：台)

施設区分	設置台数	耐用期間を経過したもの
文化・観光施設	45	26
福祉・健康施設	16	7
スポーツ施設	25	0
保育所	13	0
児童館・公民館	60	11
環境衛生施設	13	6
市庁舎等	7	0
消防	13	0
企業局	5	0
小学校	57	0
中学校	26	1
市立高校	2	0

病院	1	0
その他の施設	18	1
合計	301	52

耐用期間が過ぎたAEDを使用していた台数を施設区分ごとに見ると、文化・観光施設が26台と設置台数45台の半数以上を占めている。次いで児童館・公民館が11台、福祉・健康施設が7台となっている。

(3) 消耗品（電極パッド、バッテリー）の交換状況

(単位：台)

	交換時期以内	交換時期を経過	計
電極パッド	287	14	301
構成比率	95.3%	4.7%	100.0%
バッテリー	297	4	301
構成比率	98.7%	1.3%	100.0%

AEDの電極パッドについては、使用期限を過ぎると、身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあるため、交換時期が到来した際には新しい電極パッドに交換する必要がある。

また、AEDは自己診断機能を有しており、常に一定の電力を消費している。このため、救命処置にAEDを一度も使用しなくともバッテリーは消耗するため、交換時期が到来した際には新しいバッテリーに交換する必要がある。

消耗品の使用期限については、本体とは別に製造販売業者が設定しており、納品される消耗品に貼付されているラベルなどで確認することができる。電極パッドの交換状況については、交換時期以内であったものが287台（95.3%）、交換時期を経過していたものが14台（4.7%）、バッテリーの交換状況については、交換時期以内であったものが297台（98.7%）、交換時期を経過していたものが4台（1.3%）であった。

(4) 消耗品（電極パッド、バッテリー）の交換時期を記した表示ラベルの取付

(単位：台)

	表示している	表示していない	計
電極パッド交換時期	300	1	301
構成比率	99.7%	0.3%	100.0%
バッテリー交換時期	300	1	301
構成比率	99.7%	0.3%	100.0%

平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」では、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように、AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載をもとに電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することが求められている。

電極パッドの交換時期については、表示ラベルを取り付けてあるものは300台（99.7%）、取り付けていないものは1台（0.3%）であった。

また、バッテリーの交換時期を表示ラベルに記入し、本体などに取り付けているものは300台（99.7%）、取り付けていないものは1台（0.3%）であった。

(5) 点検担当者の配置状況

(単位：台)

	点検担当者		合 計
	決めている	決めていない	
台 数	170	131	301
構成比率	56.5%	43.5%	100.0%

平成21年4月16日付け厚生労働省通知では、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検を実施する者として点検担当者を配置し、日常点検等を実施することとなっている。

点検担当者の配置状況は、担当者を決めているものは170台（56.5%）、担当者を決めていないものは131台（43.5%）となっている。

(6) 日常点検の実施状況

ア 日常点検実施状況

(単位：台)

	毎日点検	毎日ではないが 定期的（週又は 月単位）に点検	不定期に点検	点検はして いない	合 計
台 数	122	65	72	42	301
構成比率	40.5%	21.6%	23.9%	14.0%	100.0%

平成21年4月16日付け厚生労働省通知では、AEDの点検担当者は日常点検として、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することが求められている。

日常点検の実施状況は、毎日点検が122台（40.5%）、毎日ではないが定期的に点検が65台（21.6%）、不定期に点検が72台（23.9%）、点検はしていないが42台（14.0%）となっており、179台（59.5%）が毎日点検を行っていない状況となっている。

イ 毎日点検していない施設

(単位：台)

施設区分	毎日ではないが 定期的（週又は 月単位）に点検	不定期に点検	点検はしていない	合計
文化・観光施設	7	15	10	32
福祉・健康施設	4	5	2	11
スポーツ施設	0	1	0	1
保育所	3	1	0	4
児童館・公民館	4	31	14	49
環境衛生施設	0	2	5	7
市庁舎等	2	1	4	7
本庁舎	2	0	0	2
職員研修所	0	1	0	1
市民センター	0	0	4	4
消防	0	0	0	0
企業局	0	2	3	5
学校	44	5	4	53
小学校	29	3	2	34
中学校	13	2	2	17
市立高校	2	0	0	2
病院	0	0	0	0
その他の施設	1	9	0	10
合 計	65	72	42	179

毎日点検していない179台を施設区分ごとに見ると、学校が53台と最も多く、次いで児童館・公民館の49台、文化・観光施設の32台となっている。

(7) 点検記録の状況

(単位：台)

	点検表に記録している	点検表ではないが、点検結果を記録している	記録していない	合 計
台 数	139	17	145	301
構成比率	46.2%	5.6%	48.2%	100.0%

点検記録の状況は、点検表に記録しているが139台(46.2%)、点検表ではないが、点検結果を記録しているが17台(5.6%)、記録していないが145台(48.2%)となっている。

なお、厚生労働省から示されている「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」では、点検結果の記録には、決められた様式はなく、設置者等が独自に作成したものでよく、例えば、カレンダーに印をつけたりするだけでもよいとされている。また、点検記録の保管については、特に規定はなく、直近の1月程度を目安に記録を保管することが望ましいとされている。

4 AEDの操作方法の受講状況について

(単位：施設)

	講習会受講者		合 計
	いる	いない	
施設数	276	18	294
構成比率	93.9%	6.1%	100.0%

AEDの使用に関する講習については、平成16年7月1日付け厚生労働省通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」において、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されている。

施設内における講習会受講者の有無については、講習会受講者がいるが276施設(93.9%)、講習会受講者がいないが18施設(6.1%)となっている。

5 AEDの使用実績について

・使用実績の状況

(単位：施設)

	使用実績		合 計
	あり	なし	
施設数	5	289	294
構成比率	1.7%	98.3%	100.0%

・使用事例の概要

使用年度	所管部局	施設区分	使用対象者	操作者
H26	教育委員会	小学校	小学校に隣接する施設の利用者	隣接する施設の職員
	教育委員会	中学校	教師	別の教師
H27	福祉局	福祉・健康施設	施設利用者 (2件使用実績あり)	施設職員
H29	文化スポーツ局	スポーツ施設	施設利用者	別の施設利用者
	教育委員会	中学校	生徒	教師

過去5年のAEDの使用実績の状況については、5施設(1.7%)で6件の使用実績があった。

6 まとめ(改善意見)

AEDは救命救急で使用する際に、管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するために適切な管理が必要である。今回の監査では、AEDの管理や設置表示等について不十分な事例が見受けられた。

今後は次の事項に留意の上、AEDの管理等について適切に行うよう努められたい。

(1) AEDの設置表示について

平成25年9月9日付けで日本救急医療財団が公表した「AEDの適正配置に関するガイドライン」では、心停止からAEDによる除細動が1分遅れると社会復帰率が9%減少するとし、目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から遅くとも5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれている。

AEDの設置表示については、全くない施設や施設内外のどちらか一方にしかないなど様々であった。市の施設を訪れる市民や観光客等の安全・安心を確保するためには、施設内のAED設置場所が容易に分かるようにしておくことが重要であることから、配置場所までの誘導について検証を行い、AEDの設置がより効果的なものとなるよう、施設の状況に応じた表示について検討されたい。

(2) AEDの設置施設の情報提供について

AEDが必要なときに迅速に使用できるようにするためには、市の施設を訪れる市民や観光客等が、どの施設にAEDが設置してあるかについて、あらかじめ把握することができる情報を提供することが必要である。一般財団法人日本救急医療財団は、同財団のホームページ上で全国のAED設置施設の情報提供を行っており、平成21年4月16日付け厚生労働省の通知においても、積極的に登録を行うよう示されている。市の施設に設置されているAEDについては、登録していないものがあったことから、積極的に登録するよう努められたい。

(3) AEDの本体機器及び消耗品の管理について

AEDの本体機器及び消耗品について、耐用期間や使用期限の経過後も使用している事例が一部に見受けられた。耐用期間や使用期限の経過により直ちに使用できなくなるものではないが、AEDは高度医療機器であり、必要とされる際に不備により使用できない事態があってはならないことから、耐用期間や使用期限を考慮し、計画的な更新や交換が望まれる。

現在、市の施設に設置されているAEDのほとんどが購入したものであり、リースはわずかであったが、購入したAEDは施設の職員が本体機器や消耗品の管理を行わなければならないのに対し、リースには業者による管理が含まれ、故障時の保障を付与することができるものもある。常に適切な管理状態を維持することが可能となり、保守面の充実が図られることから、今後、AEDの新設や更新を行う際にはリースについても検討されたい。

(4) AEDの日常点検の実施等について

AEDは常に使用ができる状態にしておくよう、日頃から点検を適切に行うことが重要である。

今回の監査の結果、日常点検の回数、点検担当者、点検記録について、平成21年4月16日付け厚生労働省通知に基づいた適切な点検が実施されていない施設も見受けられた。AEDが実際に使用されることは非常に稀であるが、常に良好な状態で使用できるよう日頃の管理が重要であることから、点検担当者を配置し、適切な日常点検の実施や点検結果の記録を行うよう努められたい。

(5) AEDの操作方法等の習得について

市の施設において、AEDを操作するのは、その施設の職員である可能性が高いことから、施設には講習を受講した職員がいることが望ましい。

講習会受講者がいない施設については、積極的に講習を受講し、AEDに関する適切な知識・操作方法の習得に努められたい。

また、講習を受講した職員がいる施設であっても、受講から相当の期間が経過していたり、人事異動等により、受講した職員が施設にいなくなるということのないよう、講習を定期的に受講するなど、適切な知識の習得に努められたい。

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年4月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	福	田	太
金沢市監査委員	安	達	前

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成31年3月6日
 (2) 措置を講じた部局等 土木局道路管理課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日(平成30年監査公表第8号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・消雪装置設置費補助金について 意見（149ページ） 消雪装置設置費補助金について、住民等の協力を促進させるためにも、町会等への周知を徹底するとともに、補助要件の緩和や補助金額の見直しなど、補助金のあり方について検討する必要がある。</p> <p>・道路除排雪機械購入費補助金について 意見（153ページ） 道路除排雪機械購入費補助金について、住民等の積極的な除雪作業を支援するためにも、町会等への周知を徹底するとともに、補助要件の緩和や補助金額の見直しなど、補助金のあり方について検討する必要がある。</p> <p>・除排雪体制について 意見（156ページ） 冬期における十分な除排雪体制を維持するため、委託業者が抱える課題の洗い出しを行った上で、委託業者への支援のあり方を検討するなど、事業内容の見直しを行う必要がある。</p> <p>・私道整備後の市道認定について 意見（161ページ） 私道整備後の市道認定を促進するため、町会等への指導記録や市道認定に向けた調査等関係資料の作成・保管を徹底する必要がある。</p>	<p>消雪装置設置費補助金について、住民等の協力を促進させるため、金沢市地域コミュニティ活性化推進計画において今後取り組むべき具体的施策として定め、同計画の概要版を全町会に配布し周知を行ったほか、補助金の補助率及び限度額を引き上げた。</p> <p>道路除排雪機械購入費補助金について、住民等の協力を促進させるため、金沢市地域コミュニティ活性化推進計画において今後取り組むべき具体的施策として定め、同計画の概要版を全町会に配布し周知を行ったほか、補助金の補助率及び限度額を引き上げた。</p> <p>冬期における十分な除排雪体制を維持するため、雪害対策本部が開設された際に、市発注工事の中止命令等により除雪業者を確保することとしたほか、除雪作業の委託について、従来の建設業者に加えて造園業者も契約対象とした。</p> <p>私道整備後の市道認定を促進するため、補助対象私道の維持管理について補助金確定通知書に記載し、補助対象団体へ指導することとしたほか、市道認定の可能性が高い私道について調査を行うとともに、関係資料の作成・保管を徹底することとした。</p>

平成31年(2019年)4月11日 印刷
平成31年(2019年)4月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄